

第9期（令和6～8年度）
地域密着型サービス事業者公募要項

令和6年4月

（令和8年3月改訂）

沖縄県介護保険広域連合

沖縄県介護保険広域連合 地域密着型サービス事業者公募要項

1 公募の趣旨

沖縄県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）では、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、第9期介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、地域密着型サービス事業所を整備します。

事業参入における公平性を確保しつつ、サービスの質及び事業運営の安全性、継続性を確保するため、公募を行い、事業者を選定します。

2 公募対象

(1) 事業計画に基づく公募

事業計画に基づき、別表1「事業計画に基づく公募一覧表」のとおり公募を行います。募集年度内に応募が無かった事業については、引き続き公募を実施します。開所時期の変更を行う場合がありますので、公募内容を確認して下さい。

(2) 事業廃止に伴う公募

指定地域密着型サービス事業所の廃止があった場合、必要に応じ追加公募を行います。広域連合HP「地域密着型事業者公募」で周知します。

3 応募要件

応募事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 法人格を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること）、事業主体及び法人の役員が介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集サービス事業の運営を直接行う事業所であること。（サービス運営の委託は認めない。）
- (3) 現に介護保険サービス事業を運営している又は開所予定の事業所に経験を持つ職員を配置し職員育成を確実に行う予定である等、事業を円滑に実施する能力があること。
- (4) 事業を長期間継続して確実に遂行できる経営基盤が整っており、社会的信用のある経営主体であること。
- (5) 地域住民（自治会等）や近隣住民から事業所の開設について理解を得られる者であること。
- (6) 介護保険法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年条例第3号）第3条の規定により、法人である者とし、当該法人の代表者、役員等もしくは事業所を管理する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者でないこと。

4 施設整備及び運営に関する基本的事項

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の諸法令及び施設の運営等に関する基準等を遵守す

ること。

- (2) 介護保険法及び沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 2 号）等の規定に則していること。
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 210 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の関係法令の基準を遵守していること。防火防災対策及びこれに係る設備設置については、所管消防機関と協議し、その指示に従うこと。スプリンクラーについては、消防法等関係法令で必要とされていない場合であっても、極力設置するよう努めること。

5 公募期間及び応募方法

公募は各年度 2 回実施し、受付期間は概ね 3 か月とします。募集サービスについてはホームページ掲載に掲載していますのでご確認ください。

(1) 公募期間

- ・ 第 1 回 （4 月 1 日～6 月末日） 8 月運営委員会開催
 - ・ 第 2 回 （9 月 1 日～11 月末日） 1 月運営委員会開催
- ※土日祝日を除く。

(2) 応募方法

広域連合窓口へ直接持参いただくか、郵送により提出して下さい。

(3) 受付時間

午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分まで（正午～午後 1 時を除く）。

※広域連合窓口で提出する場合、事前に日程調整するようご協力をお願いします。

(4) 提出期限

公募期間及び受付時間以外は受け付けません。郵送の場合であっても、受付時間内必着となります。期限にゆとりをもって提出をお願いします。

(5) 提出書類

沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱（平成 20 年訓令第 6 号）第 3 条に規定する関係書類を提出してください。当該関係書類については、広域連合ホームページに掲載します。

<https://www.okinawa-kouiki.jp/docs/2015032000018/>

(6) 提出部数

1 部 提出書類については、以下の体裁を整えること。

- ① A 4 サイズとする。（図面等は A 3 版を A 4 折り） ※片面印刷
- ② ページをつける。
- ③ 提出書類一覧の順番に左綴りで整理する。
- ④ 項目毎に台紙をつけ、台紙に書類番号のインデックスをつける。
- ⑤ 全体をファイル等に綴る。

(7) 提出先

〒904-0398 沖縄県中頭郡読谷村字比謝 55 番地 比謝複合施設 2 階
沖縄県介護保険広域連合 計画推進課 指導係 地域密着型サービス担当
TEL 098-911-7502 / FAX 098-911-7506

6 選定方法

- (1) 事業者を選定するにあたり、事業者には事業計画等のプレゼンテーションを実施してもらいます。具体的な方法等については、応募受付後に案内します。
- (2) 沖縄県介護保険広域連合地域密着型サービス運営委員会に諮り、委員会の意見を踏まえた上で仮指定する事業者を選定します。
- (3) 選定結果については、仮指定の可否を問わず応募事業者全員に通知します。
- (4) 選定結果は、指定を確定するものではありません。事業所の指定には、事業開始前に指定申請書の提出が必要であり、指定に係る審査において、指定基準、運営基準等を満たさない場合は指定できません。指定手続きについては、個別に仮指定事業者へ案内します。

7 留意事項

- (1) 応募を行う前に「沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 2 号）」及び「沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 2 - 1 号）」並びに「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）」を確認し、基準を遵守した上で事業を実施することが可能か十分検討した上で、応募手続きを行って下さい。
- (2) 応募者は、応募書類の提出をもって公募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (3) 他の応募法人の整備計画の内容に関する問い合わせについては、一切お答えできません。
- (4) 応募書類は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 応募に必要な書類等の資料作成に係る費用は、応募法人の負担とします。
- (6) 関係書類等に虚偽の記載があった場合には、仮指定を取り消す場合があります。

8 その他

- (1) 応募後、選定までに、やむを得ない理由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届（任意様式）を提出してください。
- (2) 選定後に辞退することは、市町村および広域連合の計画全体に大きな支障を来すことになります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込をもって応募してください。
- (3) 広域連合が定める期日までに指定の申請がないときは、仮指定を辞退したとみなす場合があります。指定申請までの具体的な計画を立てて応募してください。

別表 1

事業計画に基づく公募一覧表

名称		市町村	事業所数	定員数	開所時期
	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	南風原町	—	—	令和7年度 指定済
計			1	30	
	夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
計			0	0	
	小規模多機能型居宅介護	読谷村	1	29	令和9年度
		北谷町	1	29	令和9年度
		—	—	—	—
計			3	87	
	看護小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—
計			0	0	
	地域密着型通所介護	—	—	—	—
計			0	0	
	認知症対応型通所介護	—	—	—	—
計			0	0	
	認知症対応型共同生活介護	恩納村	1	9	令和8年度
		読谷村	1	9	令和9年度
		嘉手納町	1	9	令和9年度 仮指定済
		西原町	1	9	令和8年度
		与那原町	1	9	令和10年度～ 令和11年度
計			5	45	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	恩納村	1	29	令和8年度
計			1	1	
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	—	—	—	—
計			0	0	

※仮指定した事業については、その時点で公募終了となります。ただし、仮指定の辞退があった場合は、再度公募することがあります。

※地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、公募の対象外とし、構成市町村からの申込みを随時受け付け、指定基準を満たす場合に指定を行います。